

## 6 ニュージーランド

### 6-1 概要

ニュージーランドは南西太平洋の中緯度に位置する、南北の主要二島及び周辺諸島からなる島国である。プレート境界に位置し山地や丘陵が多く、海洋性気候の影響で比較的降水量も多く植物の生育に適している。火山や地震の活動が活発で自然災害も多いといった点は我が国と共通している。

約 1000 年前に先住民が渡来、定住し、17 世紀にオランダ人が初めて来航した後、18 世紀からヨーロッパ人の移住が本格的に始まった。移住者は森林を伐採し牧草地や農地として開発したため天然林は急速に失われ、土壌の侵食、流出等も発生したと言われている。

1840 年に英国代表と先住民の伝統的首長との間でワイタング条約が署名され、英国の植民地となったが、その後自治領を経て 1947 年に立法機能を取得し独立した。現在、英連邦に加盟し、英国女王を元首とする立憲君主国であり、歴史的な結びつきは強いが、近年は社会面及び経済面でオセアニア諸国やアジアとの関係が強まっている。

人口は 5,112 千人 で増加傾向にある<sup>1</sup>。約 70% をヨーロッパ系が占め、マオリと総称される先住民が 16% 居住するほか、近年はアジア系の増加が見られる。総人口の 4 分の 3 が北島に居住している。

#### 6-1-1 森林

ニュージーランドの国土面積は約 2,680 万 ha で、日本の約 4 分の 3 に相当する。2018 年の全国の土地被覆現況に関する調査によると、このうち森林面積は 847 万 ha と国土の 32% を占め、内訳は、人工林（外来樹種の森林＋伐採跡地）が 204 万 ha、在来樹種の森林（大部分が天然林）が 643 万 ha となっている。

人工林の大宗（約 170 万 ha）が外来樹種によるものであり、2020 年 4 月現在の蓄積量は 5 億 m<sup>3</sup> に達する。樹種別にはラジアータパインが 149 万 ha と全体の 90% を占め、以下ダグラスファーが 6%、ユーカリが 1% となっている。所有形態別には、私有林（会社有林等含む）が全体の 96% を占め、残りは公有林 3%、企業有林、国有林等が各 1% 未満である（2019 年 4 月現在）。なお、人工林の 7 割強は北島に所在している。

在来樹種の森林の約 8 割の 530 万 ha は政府管理による保全目的の森林で、木材の収穫は基本的に禁止されている。残りの 120 万 ha は私有林で、これの約 3 分の 1 程度で木材生産は可能であるが、持続可能な森林経営を指向する方針の下、これらの在来樹種天然林での木材生産は少ない。蓄積量は約 32 億 m<sup>3</sup>、うち約 9 割がナンキョクブナ属（*Nothofagus*）に代表される広葉樹で、約 1 割がマキ属（*Podocarpus*）等の針葉樹である。

#### 6-1-2 林業・林産業

ニュージーランドにおける林業生産活動は、外来樹種の人工林におけるものがほとんどであり、以下これを中心に説明する。人工林を所有規模別に見ると、約 7 割に相当する

<sup>1</sup> StatsNZ。2020 年 12 月末時点の推定値。

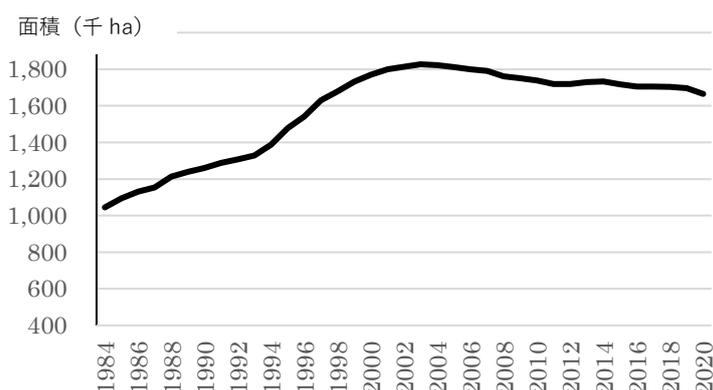
117 万 ha が所有規模 1000ha 以上の森林所有者（うち 86 万 ha が所有規模 1 万 ha 以上の森林所有者）であり、現在、木材生産の多くはこれらの大規模所有者の森林が担っているが、2020 年代には小規模所有者の人工林からの生産が相対的に増加すると見通されている（6-4-2-2 参照）。

表 6.1 所有規模別人工林所有者数及び面積

	40 ha 未満	40-99 ha	100-499 ha	500- 999 ha	1,000- 9,999 ha	10,000ha 以上	合計
森林所有者数(人)	データなし	841	651	85	94	28	--
森林面積 (ha)	280,596	52,767	129,258	61,630	309,289	863,045	1,696,584
割合	17%	3%	8%	4%	18%	51%	100.0%

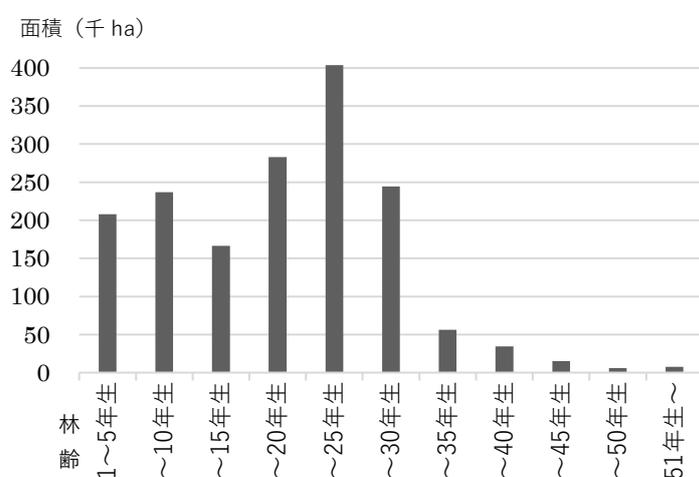
資料：National Exotic Forest Description (NEFD) 2019, 第一次産業省

図 6.1 人工林面積の推移



資料：NEFD 2020

図 6.2 人工林の年齢構成



資料：NEFD 2020

ニュージーランドの人工林面積の推移を図 6.1 に示す。1984 年に 100 万 ha に達し、その後は順調に拡大を続け、2000 年代初頭には 180 万 ha を超えたが、その後は横ばいから微減傾向となり、近年は約 170 万 ha の水準で推移している。

2020 年 4 月時点の人工林の年齢構成を図 6.2 に示す。1990 年代に人工林経営に対する関心の高まりから造林面積が拡大したため、現在 20~25 年生の人工林面積が突出している。ラジアータパインの場合、平均の伐採林齢は 29 年生前後で、30 年生を超える人工林は少ない。

林業部門における事業体数及び雇用者数を表 6.2 に示す。雇用者数は全体的に増加傾向にあり、事業体数も伐出業及び林業サービス業では増加している。

表 6.2 林業部門における事業体数と雇用者数

年	林業		伐出業		林業サービス業 (育苗等含む)		林業計	
	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数(社)	雇用者数(人)
2016	3,786	900	624	3,550	486	2,000	4,896	6,450
2017	3,723	1,000	648	3,750	495	2,050	4,866	6,800
2018	3,564	900	666	4,050	513	2,300	4,743	7,250
2019	3,456	1,050	699	4,000	522	2,450	4,677	7,500
2020	3,267	1,100	702	3,800	537	2,450	4,506	7,350

資料：Stats.NZ、Business Demographic Statistics より作成。各年 2 月時点の数値。

林産業部門における事業体数及び雇用者数を表 6.3 に示す。事業体数は製材業でやや減少が目立つがそれ以外は横ばいないし微減程度で推移している。雇用者数は全体的にやや増加の傾向にあり、事業体数の減少に伴い規模拡大の傾向がうかがわれる。

表 6.3 林産業部門における事業体数と雇用者数

年	製材業		チップ製造業		製材品二次加工業		林産業計	
	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数		
2016	297	4,950	18	30	96	1,600		
2017	285	5,100	18	30	87	1,550		
2018	282	5,600	18	45	87	1,600		
2019	273	5,500	15	35	90	1,600		
2020	255	5,400	15	40	90	1,500		
年	合単板製造業		パーティクルボード・繊維板等製造業		パルプ・紙・板紙製造業		林産業計	
	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数	事業体数	雇用者数
2016	15	940	18	760	21	2,300	465	10,580
2017	15	930	21	990	18	2,650	444	11,250
2018	15	1,450	21	1,050	18	2,850	441	12,595
2019	15	1,300	21	1,100	21	2,850	435	12,385
2020	15	1,350	21	1,100	21	2,800	417	12,190

資料：表 6.2 に同じ。

林業部門（林業・伐出業）及び林産業部門（木材製造業・製紙業）の生産額と GDP 全体に占める割合の推移を表 6.4 に示す。林業部門は GDP 全体と同程度の伸びを示しており、対 GDP 比に大きな変化はないが、林産業部門では対 GDP 比は年々低下している。

表 6.4 林業部門及び林産業部門の生産額と GDP 比の推移

年	林業・伐出業		木材製造業・製紙業		GDP (百万 NZ ドル)
	生産額	対 GDP 比	生産額	対 GDP 比	
2010	1,127	0.58%	1,949	1.00%	194,282
2011	1,243	0.63%	2,030	1.03%	197,305
2012	1,276	0.63%	1,994	0.99%	201,959
2013	1,362	0.66%	1,919	0.93%	206,482
2014	1,439	0.68%	1,941	0.92%	211,910
2015	1,436	0.65%	1,948	0.89%	219,593
2016	1,376	0.60%	2,048	0.90%	227,540
2017	1,424	0.60%	2,100	0.89%	235,908
2018	1,595	0.66%	2,155	0.89%	243,372
2019	1,664	0.66%	2,127	0.85%	250,965
2020	1,597	0.63%	2,147	0.84%	254,482

資料：Stats NZ。2009/10 年の物価換算値。2020 年 9 月時点。林業には林業サービス業を含まない。

1NZ ドル=78 円（2021 年 3 月 8 日現在）

## 6-2 木材需給の状況

外来樹種の針葉樹人工林を主体に生産される木材は年間 3,000 万 m<sup>3</sup> を超えて増加傾向にあり、そのうち約 6 割は丸太で輸出されている。2018 年にはロシアを抜いて世界一の丸太輸出国となった<sup>2</sup>。一方、国内での木材消費量の伸びは小さく、加工品の輸出も現時点では横ばい傾向である。相対的に木材輸入量は少なく、木材及び木材製品については大幅な輸出超過の状況である。

### 6-2-1 木材供給

#### 6-2-1-1 丸太の生産

表 6.5 に近年の丸太生産量と供給先の推移を示す。国内の丸太生産量の 99% 以上が人工林からのものであり、最大の供給先である輸出用を中心に総量では増加傾向にある。国内での加工用途への供給は製材向けが最大であるが、いずれへの供給量も横ばい傾向にある。

天然林から生産される丸太はすべて国内の製材加工に供されている。

<sup>2</sup> FAO Yearbook of Forest Products 2018, Industrial round wood の国別輸出量。

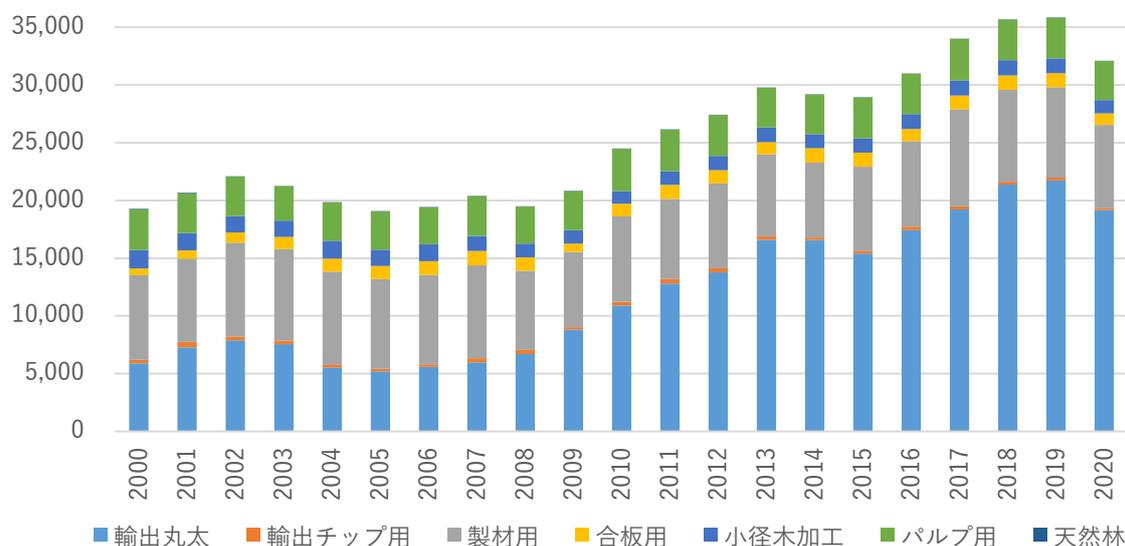
参考まで、2000年以降の丸太生産量と供給先の推移を図6.3に示す。2010年代から生産量が増加傾向にあり、その増加分は輸出に向けられていることが分かる。この間、輸出向けは約3.5倍に増えているが、国内向けは数%の伸びにとどまっている。

表 6.5 国内の丸太生産量と供給先の推移 (千 $m^3$ )

年	人工林材の供給先						人工林計	天然林	合計
	製材	合単板	小径木加工	パルプ	輸出チップ	輸出丸太			
2015	7,289	1,204	1,241	3,561	241	15,396	28,931	22	28,953
2016	7,425	1,033	1,290	3,497	291	17,428	30,965	24	30,989
2017	8,402	1,191	1,298	3,604	274	19,216	33,984	17	34,001
2018	7,976	1,246	1,307	3,523	232	21,384	35,669	15	35,684
2019	7,825	1,228	1,251	3,543	257	21,720	35,825	18	35,843
2020	7,207	961	1,173	3,275	200	20,083	32,899	10	32,909

資料：第一次産業省、Forestry and wood processing data より作成。各年1～12月の計。2020年は暫定値。

図 6.3 国内の丸太生産量と供給先の推移 (2000年以降)



資料：表 6.5 に同じ。

### 6-2-1-2 丸太の輸入

近年の丸太輸入量及び主要な輸入先の推移を表6.6に示す。2014年以前も含め、毎年4,000 $m^3$ 前後で大きな変動なく推移しており、輸入先も豪州、米国等が中心で、いわゆるハイリスク国からの輸入は少ない。

表 6.6 丸太輸入量と主な輸入先の推移 (m<sup>3</sup>)

年	丸太輸入量	主要な輸入先				
		豪州	米国	ソロモン諸島	チリ	ニューカレドニア
2015	3,986	1,656	815	828	0	40
2016	3,676	2,116	892	156	0	140
2017	4,386	2,847	1,065	311	0	105
2018	3,131	2,557	254	20	0	70
2019	4,359	2,711	268	573	566	0
2020	5,096	3,297	31	20	30	120

資料：表 6.5 に同じ。

### 6-2-1-3 製材品の輸入

近年の製材品輸入量及び主要な輸入先の推移を表 6.7 に示す。2014 年以前は 4~5 万 m<sup>3</sup> 程度であったが、2015 年以降毎年 7 万 m<sup>3</sup> 強程度の水準を保っていたところ、2019 年は前年の約 2.3 倍に急増しており、これまでの主要な輸入先以外の多様な国からの輸入が増加している。2020 年は新型コロナウイルス感染症の影響もあって大きく減少している。

表 6.7 製材品輸入量と主な輸入先の推移 (m<sup>3</sup>)

年	製材品輸入量	主要な輸入先					
		カナダ	豪州	チリ	ソロモン諸島	米国	インドネシア
2015	72,483	34,029	5,276	4,239	3,023	7,088	2,522
2016	74,085	28,371	5,298	4,347	4,543	5,177	4,030
2017	71,250	28,152	7,299	6,791	5,203	4,683	5,410
2018	72,190	29,183	7,549	6,125	5,260	5,712	3,856
2019	166,859	26,708	13,038	4,065	6,148	5,173	2,284
2020	58,959	18,089	9,363	5,556	5,290	4,343	3,318

資料：表 6.5 に同じ。

#### 6-2-1-4 パネル類の輸入

近年の合板、パーティクルボード、繊維板等のパネル類の輸入量及び主要な輸入先の推移を表 6.8 に示す。輸入量は年による変動が大きいですが、輸入先はほぼ固定している。

表 6.8 パネル類輸入量と主な輸入先の推移 (m<sup>3</sup>)

年	パネル類 輸入量	主要な輸入先					
		チリ	中国	ドイツ	ベルギー	豪州	米国
2015	265,240	20,108	72,999	21,090	12,076	12,368	9,738
2016	158,796	24,650	63,813	5,516	2,505	8,616	4,557
2017	323,429	21,862	138,823	49,435	41,170	17,482	10,923
2018	209,174	25,220	59,999	43,631	10,002	12,282	8,081
2019	179,492	25,271	33,415	7,350	5,651	19,250	17,033
2020	314,613	29,473	34,343	3,960	6,728	42,315	3,309

資料：表 6.5 に同じ。

#### 6-2-2 木材加工

##### 6-2-2-1 製材品の生産

表 6.9 製材品生産量の推移 (千 m<sup>3</sup>)

年	人工林材	天然林材	計
2015	4,027	11	4,038
2016	4,102	12	4,115
2017	4,642	9	4,651
2018	4,407	7	4,415
2019	4,515	9	4,523
2020	4,071	5	4,076

近年の製材品生産量の推移を表 6.9 に示す。毎年 400 万 m<sup>3</sup>以上を安定して生産しており、近年はやや増加の傾向が見られる。天然林で生産された原木による製材品は減少傾向にある。

資料：表 6.5 に同じ。

##### 6-2-2-2 パネル類の生産

近年のパネル類（合板、パーティクルボード及び繊維板）の生産量の推移を表 6.10 に示す。いずれも大きな変動はなく横ばいないし微減傾向で推移している。

表 6.10 パネル類生産量の推移 (千 m<sup>3</sup>)

年	合板	パーティクルボード	繊維板	計
2015	395	149	720	1,264
2016	436	154	766	1,356
2017	411	158	777	1,346
2018	357	149	792	1,298
2019	358	135	751	1,244
2020	275	122	681	1,079

資料：表 6.5 に同じ。

### 6-2-2-3 パルプ及び紙・板紙の生産

パルプ及び紙・板紙生産量の推移を表 6.11 に示す。大きな変動はないが傾向としてはいずれもわずかながら減少している。

表 6.11 パルプ及び紙・板紙生産量の推移（千トン）

年	パルプ	紙・板紙
2015	1,447	736
2016	1,438	739
2017	1,465	717
2018	1,430	714
2019	1,442	716
2020	1,332	668

資料：表 6.5 に同じ。

### 6-2-3 木材需要

#### 6-2-3-1 丸太

近年の丸太輸出量の推移を表 6.12 に示す。近年着実に増加しており、増加量のほとんどは中国への輸出の伸びによるもので、我が国も含めその他の輸出先への輸出量は減少している。この結果、丸太輸出先として中国が占める割合は、2015 年は 68%であったが、2019 年以降は 80%に達している。2020 年は、年前半は新型コロナウイルスの影響で減少したが、年後半は前年並みの水準に回復し、対前年わずかな減少にとどまっている。

表 6.12 丸太輸出量と主な輸出先の推移（千 m<sup>3</sup>）

年	輸出量	主要な輸出先					
		中国	韓国	インド	日本	台湾	香港
2015	15,396	10,517	2,624	1,617	405	99	28
2016	17,428	12,238	2,702	1,722	423	127	116
2017	19,216	14,296	2,502	1,624	510	118	102
2018	21,384	16,319	2,174	1,337	383	131	565
2019	21,721	17,364	1,866	1,524	342	134	461
2020	20,083	16,267	1,762	611	322	140	867

資料：表 6.5 に同じ。

丸太の、国内生産、輸入及び輸出の数量から見かけ上の国内消費量を推定し、その推移を表 6.13 に示す。生産量の増加と輸出量の増加が平行して進展し、国内消費量は横ばいで推移している。

表 6.13 丸太国内消費量（推定）の推移 (千m<sup>3</sup>)

年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2015	28,953	4	15,396	13,561
2016	30,989	4	17,428	13,564
2017	34,001	4	19,216	14,790
2018	35,684	3	21,384	14,303
2019	35,843	4	21,721	14,126
2020	32,909	5	20,083	12,832

資料：表 6.5 に同じ。

国内消費量 = 生産量 + 輸入量 - 輸出量

### 6-2-3-2 製材品

近年の製材品輸出量の推移は表 6.14 のとおりで、横ばい又は微増の傾向がうかがえる。製材品も最大の輸出先は中国であるが、丸太ほど占有率は高くない。

表 6.14 製材品輸出量と主な輸出先の推移 (千m<sup>3</sup>)

年	輸出量	主要な輸出先						
		中国	米国	ベトナム	豪州	タイ	韓国	日本
2015	1,787	458	200	178	183	112	144	57
2016	1,735	385	207	157	157	124	114	36
2017	1,627	450	169	126	149	112	124	67
2018	1,936	446	232	162	148	131	127	71
2019	1,990	506	253	199	123	127	79	65
2020	1,720	428	231	203	131	101	82	52

資料：表 6.5 に同じ。

製材品の、国内生産、輸入及び輸出の数量から見かけ上の国内消費量を推定し、その推移を表 6.15 に示す。年による変動があり、国内消費量に一定の傾向は見られない。

表 6.15 製材品国内消費量（推定）の推移 (千m<sup>3</sup>)

年	生産量	輸入量	輸出量	国内消費量
2015	4,038	72	1,787	2,324
2016	4,115	74	1,735	2,454
2017	4,651	71	1,627	3,095
2018	4,415	72	1,936	2,550
2019	4,523	167	1,990	2,700
2020	4,076	59	1,720	2,414

資料：表 6.5 及び 6.6 に同

じ。国内消費量 = 生産量 + 輸入量 - 輸出量

### 6-2-3-3 パネル類

近年のパネル類輸出量と輸出割合の推移を表 6.16 に示す。表 6.10 の生産量と対比した輸出割合では、特にパーティクルボード及び繊維板で高くなっているが、量及び割合ともに近年は低下傾向にある。輸出先としては日本が大きな割合を占め、合板、パーティクルボード及び繊維板の輸出量のうち、日本向けはそれぞれ 33%、78%、49%となっている（2019 年実績）。

表 6.16 パネル類輸出量と輸出割合の推移 (千 m<sup>3</sup>)

年	合板		パーティクルボード		繊維板	
	輸出量	輸出割合	輸出量	輸出割合	輸出量	輸出割合
2015	63	16%	79	53%	588	82%
2016	52	12%	80	52%	602	79%
2017	51	13%	81	51%	546	70%
2018	34	9%	71	48%	600	76%
2019	25	7%	56	41%	597	80%
2020	18	6%	47	37%	511	75%

資料：表 6.5 に同じ。

### 6-2-3-4 木材チップ

近年の木材チップ輸出量の推移を表 6.17 に示す。我が国が輸出先のほとんどを占める状況が続いている。なお、その内訳を見ると、以前は針葉樹チップ及び広葉樹チップが半々程度であったが、最近では針葉樹チップの割合が低下している。

表 6.17 木材チップ輸出量の推移 (千 BDU)

年	輸出量	主要な輸出先	
		日本	中国
2015	250	250	0
2016	302	283	19
2017	284	283	0
2018	243	242	0
2019	268	244	23
2020	208	207	0

資料：表 6.5 に同じ。

### 6-2-3-5 木材輸出額

ニュージーランドの木材及び木材製品（HS44 類）の輸出額と主な輸出先の推移を表 6.18 に示す。丸太の最大輸出先である中国が総額でも過半を占め最大となっており、パネル類の輸出が多い我が国がこれに次いでいる。なお、木材はニュージーランドでは乳製品、肉類に次ぐ主要輸出品の地位にある。

表 6.18 木材輸出額と主な輸出先の推移 (百万 NZ ドル)

年	総額	主な輸出先国					
		中国	日本	韓国	豪州	インド	米国
2015	3,513	1,551	333	361	378	215	218
2016	4,117	1,969	374	411	368	253	239
2017	4,634	2,477	386	416	358	252	240
2018	5,210	2,909	375	388	345	227	245
2019	5,006	2,924	368	312	298	255	240
2020	4,503	2,629	309	288	273	282	103

資料：StatsNZ から作成。FOB 価格。

我が国の木材及び木材製品（HS44 類）の輸入額の推移を表 6.19 に示す。近年は横ばい傾向が続いているが、2020 年（速報値）は全品目とも減少幅が大きい。品目別に見ると、繊維板を中心とするパネル類が約半分を占め、チップがこれに次いでいる。

表 6.19 我が国のニュージーランドからの木材輸入額の推移 (百万円)

年	チップ	丸太	製材品	PB	FB	合板等	建築用 木工品	その他	計
2016	7,182	5,862	2,374	2,451	13,974	1,265	1,978	123	35,208
2017	5,950	5,898	2,276	2,219	14,739	933	2,052	133	34,201
2018	6,294	6,205	2,326	2,343	15,424	705	1,755	130	35,181
2019	6,900	5,332	2,395	2,243	13,105	726	2,108	96	32,905
2020	4,513	3,819	1,826	1,955	9,838	498	1,846	62	24,361

資料：財務省貿易統計

### 6-3 森林認証システムの普及状況

ニュージーランドにおける森林認証システムのうち、FSC 認証は、2021 年 1 月現在、23 件、132 万 ha が認証されている。認証面積は 2010 年代前半には一時 149 万 ha まで増加したが、その後は現在程度の水準で推移している。これらのほとんどは人工林であり、人工林の 4 分の 3 以上が認証林という状況である。CoC 認証は 150 件で、件数は横ばいないし微増で推移している。国内には 7 つの認証機関がある。

なお、現在人工林管理に係る国内規格（National Standard for Certification of Plantation Forest Management）の改訂作業を行っており、2018 年 3 月に意見募集のためのドラフトが示されたが、現時点で確定には至っていない。

PEFC 認証は、2015 年にニュージーランド森林認証協会（New Zealand Forest Certification Association NZFCA）が相互認証を取得し、2020 年 9 月現在、62 万 ha の森林及び 25 件の CoC が認証されている。

両方の認証スキームを重複して取得している森林は、2019 年年央時点で 59 万 ha とされており、PEFC 認証林のほとんどは FSC 認証を取得した上で二重に取得している状況である。

#### 6-4 木材・木材製品の生産・流通等に関する法令等とその運用状況

##### 6-4-1 森林資源管理及び原木（丸太及び同副産物）生産に係る法令等

###### 6-4-1-1 資源管理法

資源管理法(Resource Management Act 1991 RMA)<sup>3</sup>は、天然資源及び物的資源の持続可能な管理の推進 (to promote the sustainable management of natural and physical resources 法第5条)を目的とし、土地、水、大気、土壌、鉱物、エネルギー、動植物等に係る保全、利用等のあり方を定めた、産業活動、社会活動等全般に広く関係する法律である。それまで都市計画や農村計画、土壌保全等について個別法で規定していたものを、国及び地方自治体の役割等について共通化し包括的に規定したものである。

法律は環境省 (Ministry for Environment MfE) が所管し、国は全国環境政策方針 (National Policy Statement) や全国環境基準 (National Environmental Standards) の策定等を行う一方、具体的な方針や計画の策定及び環境に影響を及ぼす様々な行為の管理等の法執行は地方自治体が担っている。地方自治体は全国 11 の広域自治体 (Region リージョン) 及び全国 67 の普通自治体 (District ディストリクト<sup>4</sup>) からなる。

広域自治体は地域環境政策方針 (Regional Policy Statement) を作成し、当該地域の環境面の課題、対応方針と対策を提示するとともに、任意作成の地域計画 (Regional Plan) において具体の行為の基準等を定める。

普通自治体は地区計画 (District Plan) を策定し、広域自治体同様に具体の行為の基準等を定める。

同法の執行における自治体の役割分担を概括的に言えば、広域自治体は主に広域の観点から土壌保全、水質・水量の保全、自然災害の防止等を担い、普通自治体はより属地的な観点から資源の利用・開発、土地利用ゾーニング、建築計画、騒音の管理等を分担する。

自治体による資源管理の方法は、資源利用承認 (Resource Consent) によって行われる。これは、事業者が開発行為や土地利用形態の変更のような資源管理に影響を与える行為を行う場合、その影響が軽微な行為では自治体の承認は不要とするが、行為ごとに設けられた一定の基準を超えるような場合には自治体による資源利用承認が必要となるものである。具体的には、環境に影響を与える行為をその影響の程度に応じて、ア許容、イ管理、ウ制限付き裁量、エ裁量、オ非適合、カ禁止の6つに区分し、「許容」の基準を満たす行為であれば資源利用承認の申請は不要だが、それ以外では行為の実施に当たって自治体に資源利用承認を申請し承認を得ることを求めている（「禁止」はいかなる場合も承認されない）。自治体は、どのような行為がどの区分に該当するか、地域計画又は地区計画（以下、Plan と総称する。）の中の規則において基準を設けている。

<sup>3</sup> <http://www.legislation.govt.nz/act/public/1991/0069/latest/DLM230265.html>

<sup>4</sup> 67 の普通自治体は、District 単位のもの 54、City 単位のもの 12 及びオークランド特別市 1 からなり、Territorial Authority と総称されるが、資源管理法では District で代表されることが多いので、ディストリクトと称した。

資源利用承認の申請があった場合、自治体では法律に定められた手順に従い、住民への告知や公聴会の開催の有無の判断等を含め処理を行い、Plan に定める基準に基づいて承認が付与され、あるいは申請が却下される。

行為の区分は、環境への影響の小さいものから順に以下のとおりである。

ア「許容」に該当する行為は、Plan で定める基準以下の行為で、自治体への申請は不要。

イ「管理」は、自治体は許可しなければならないが一定の範囲に限って条件を付することができる。

ウ「制限付き裁量」は、自治体は却下又は条件を付して許可することができるが、条件を付して裁量できる範囲は限定される。

エ「裁量」は、自治体は却下又は条件付き／条件なしで許可することができる。

オ「非適合」は、自治体は却下する、または影響が非常に軽微等特別な場合に限って許可する。

カ「禁止」は、自治体は承認申請の受け付けをせず、承認はしない。

林業生産活動の諸行為は、地域計画に規定されるものが多いが、地区計画で定められる土地利用のゾーニングによって適用される基準が異なる場合があり、通常、広域自治体と普通自治体の両方に承認申請が必要である。

一方、国は法第 43 条及び 43A 条に基づき全国環境基準 (National Environmental Standards NES) を定めることができる。全国環境基準は、法執行にかかる技術的基準や標準的な手続き等を定めるもので、特定の活動分野や対象行為ごとに策定され、全国共通の基準となる。ただし、全国環境基準において各 Plan がより厳しい又はより緩やかな条件にできることを明示的に定めている場合にはそれらの厳しい／緩い条件を適用することが可能とされている。自治体は全国環境基準を遵守しなければならない(must observe)とされており、全国環境基準が定められている場合には全国共通の基準が適用されることになる。現在、以下の 8 つの全国環境基準が定められている (( ) は策定年)。

大気の質 (2004)、飲料水源 (2007)、通信施設 (2016)、送電行為 (2009)、土壤汚染管理 (2011)、人工林施業(2017)、淡水 (2020)、海洋における水産養殖 (2020)

人工林施業に関する全国環境基準 (National Environmental Standards for Plantation Forestry<sup>5</sup>。以下、NESPF という。) は 2017 年 8 月に策定され、2018 年 5 月から施行されている。この策定に当たった第一次産業省は、策定の理由を、自治体ごとに基準が異なることにより複数の自治体に亘って森林を所有する場合等に林業者の混乱と対応コストの増加を招き、環境への影響も区々なものになることから、全国で一貫した基準の下で人工林施業が行われ、環境への影響を管理しながら、人工林施業が「許容」の範囲で行われるようにするためとしている (同省 HP<sup>6</sup>)。

NESPF は、商業目的で人工植栽により造成される 1ha 以上の森林を対象とし、在来種の天然林や、人工植栽であっても幅 30m 未満の防風林、市街地の林、果樹・園芸木等は対象外である。人工林における林業生産活動のうち主要な作業行為の、新規植林、枝打ち及

<sup>5</sup> <https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2017/0174/latest/whole.html#DLM7373510>

<sup>6</sup> <https://www.mpi.govt.nz/forestry/national-environmental-standards-plantation-forestry/>

び間伐、森林土木、河川の横断、採石、収穫、機械地拵及び再植林の8つの行為について全国共通の基準を設けている。

なお、NESPFでは、法43B条に基づき、各自治体がより厳しい規則を定めることができる場合として、ア全国淡水管理施策声明等の国レベルで定められた目的を達成するために定める規則、イ優れた自然的特徴や景観等を保全するための規則、ウ貴重な地質や地形で自治体の環境計画で特定されているものを管理するための規則が定められていることとしており、その範囲は限定的である。

木材生産が関係するのは、収穫(Harvest)における伐採行為である。規定64~69において伐採行為が「許容」となるための条件を以下のとおり定めている。

普通自治体に対しては、伐採箇所及び作業開始日と終了日に関する届出を作業開始の20日~60日前までに行う(普通自治体に関する規定はこれのみ)。

広域自治体に対しては、普通自治体同様に伐採箇所、作業開始日等を届け出るとともに、以下の条件に合致するよう作業を行う。

ア伐採地から流出した土砂が下流域において環境に悪影響を与えないこと(顕著な濁りが発生しないなど)

イ伐採計画(Harvest Plan)を提出すること

伐採計画においては、個々の施業箇所に付随するリスクを特定し、図面上で明示することが求められる。具体的には、a)集材方法(地曳き集材か架線集材か、架線集材の場合の索張り方式)、b)伐採の時期、期間、程度(強度)及び実行段階の区分(staging)、c)伐採活動において保全すべき対象物や箇所におけるリスクを回避、除去及び緩和する方法、特に残材や端材の流出等を防止する方法、d)在来植生への影響を最小化し、下流域及び近隣の施設・資産への影響を回避するため制限を加える事項、e)通常時や降雨時、伐採終了後における管理や影響のモニタリングの方法等について記載が必要である。

ウ地表の攪乱を抑え、土砂の流出を最小限にすること。例えば、可能な場所では地上から材を吊り上げた集材方法とすること。

エ淡水域や沿岸域周辺での攪乱を抑えること。例えば、a)安全確保上やむを得ない場合を除き、水流及び溪畔林の域内において伐採をしない、b)幅3m以上の水流越しに集材する場合、材を地上から完全に吊り上げて行う、c)林業機械は、満水位で幅3m未満の恒常河川又は面積0.25ha以上の湿地の近傍5m以内、及び満水位で幅3m以上の河川や面積0.25ha以上の湖沼等の近傍10m以内の範囲では使用しない、などと定めている。

オ伐採に伴う端材枝条や枝条残渣を適切に管理すること。例えば、伐採で発生した端材等は河川の流水域や氾濫しやすい区域に存置しないなどと定めている。

伐採行為において NESPF が資源利用承認を求めているものはさほど多くない。「管理」に該当する行為は、申請の内容が、普通自治体に対しては伐採届出の提出をしない場合、広域自治体に対しては、上記の「許容」の基準のいずれかに合致しない場合、または土壌

写真 6.1 伐採作業 (2019 年撮影)



侵食発生危険度区分<sup>7</sup>が「極高 (特に高い)」に該当する箇所のうち土地利用可能性区分<sup>8</sup>が「8e (最大の制限が必要)」以外の場所において 3 ヶ月のうちに 2ha 以上の伐採を行う場合とされている。「管理」では自治体は一定の範囲に限って条件を付すことができるとされており、NESPF では条件を付する範囲として、集材方法、作業の時期と場所 (淡水魚の産卵期との関係等)、事業実施中及び実施後の土壌侵食防止措置等を定めている。

伐採行為が「制限付き裁量」となるのは、申請の内容が、広域自治体に対して土壌侵食発生危険度区分が「極高」でかつ土地利用可能性区分「8e」の区域及び土壌侵食発生危険度区分が設定されていない区域において伐採を行う場合が該当する。

伐採において「裁量」、「非適合」及び「禁止」に該当する行為はない。

また、伐採の際、新たに搬出路や林道を開設する場合は、NESPF の森林土木や河川の横断の項で定める各行為の基準をクリアする必要がある。例えば森林土木工事については、行為の届出、土砂の流出管理、森林土木工事計画の提出、セットバック (隣接地から一定の間隔をとること) や切土量についての基準の遵守等について広域自治体への対応が必要としており、伐採に係る事項とほぼ同様の内容を定めている。

NESPF で記述している林業生産活動全体で見ても、「裁量」に該当する行為は河川の横断の項 (2 スパン以上の橋梁の設置) 等で見られる程度である。

なお、参考まで新規植林 (afforestation 人工林でない又は過去 5 年以内に人工林の伐採が行われていない土地での植栽及び保育事業) においては、普通自治体及び広域自治体に対し、新規植林事業の場所、予定しているセットバック、事業期間等を記した書面の提出のほか、針葉樹野生化リスク算定指数<sup>9</sup>を所定の手続きで算出しその写しを提出すること、

<sup>7</sup> 土壌侵食発生危険度区分 (Erosion Susceptibility Classification) は、国土を土壌侵食の発生可能性から低、中、高、極高 4 つに区分したものである。人工林のうち極高は面積で 7% 程度。

<sup>8</sup> 土地利用可能性区分 (Land Use Capability Classification) は、通常、8 つのクラス (数が大なるほど規制大) と 4 つのサブクラス (erodibility・climate・wetness・soil で、各 e,c,w,s で表示) によるユニットで表わされる、長期的な持続可能な土地生産力の観点から土地を区分した指標で、8e は「最大の制限を受ける区域で侵食に注意」を意味する。通常、8 の土地は農・林・牧畜業とも不適で、保全目的 (conservation land) に適すとされる。

<sup>9</sup> 人工林等の外来針葉樹の種子が林地外において天然更新して環境に悪影響を及ぼし (例: 地域固有の生態系及び景観の劣化、山火事リスクの増大等)、ひいては将来的な農業や林業等の土地利用にも問題となることから、針葉樹の野生化 (wilding) への対応が重要課題となっている。針葉樹野生化リスク算定指数は、新植による野生化のリスクを 5 つの客観的な指標 (樹種別の種子分散能力、家畜の採食嗜好性、卓越風の方向を含む) 地形的特徴、風下における土地利用及び植生) から測定し点数化 (0~21 点) したものである。

前記指数が12以下であること等が「許容」の条件となっている。また、新規植林に先だ  
って既存の植生を除去する作業を行う場合は NESPF の対象外で、各自治体の関連規定に  
従うことになる。再植林（replanting 人工林の伐採後5年未満に行う植栽及び保育事業）  
の場合は、新規植林のような当該事業についての書面の提出は求めないが、その他はほぼ  
同様の内容となっている。

NESPF では、伐採の時点では再植林を求めているが、年ごとの変動はあるものの国  
全体の人工林面積は安定的に推移しており、実態上再植林は確保されている。これは、人  
工林は炭素排出量取引制度の対象（1989 年末までの造成林は義務登録、1990 年以降の造  
成林は任意登録）となっており、植栽をせずに森林以外に転用すると炭素クレジットの減  
少として土地所有者の追加的負担になること、一般にニュージーランドでは林業は投資先  
としては高いリターンが期待できることから再植林して人工林として維持される機会が多  
いことによると考えられる。再植林の際は NESPF の規定に従うこととなり、また、伐採  
後に伐採作業に起因して枝条や端材の流出、侵食等が発生して環境に大きな影響を与えた  
場合には、その責は伐採業者に帰する。

このほか、法 35 条では自治体に同法の執行状況等を把握するための情報収集、モニタ  
リング及び記録の保存を義務づけており、また、NESPF の規定 106 では「許容」の行為  
に係るモニタリングについて、収穫や森林土木工事等においてはその費用を請求するこ  
とができるとされている。

以上のように、通常求められる程度の技術的な留意事項や手続きを遵守していれば、伐  
採行為は特段の問題なく「許容」に相当する行為として、時間と手間のかかる資源利用承  
認の手続きを経ずに実施できるものと考えられる。

環境省がとりまとめた資源管理法の執行状況の実績によると、2018 年 7 月から 2019 年  
6 月までの 1 年間に全国で 42,029 件の資源利用承認の申請があり、このうち自治体におい  
て NESPF を適用したものは 142 件、11 の自治体にとどまっている。これは、NESPF の  
施行（2018 年 5 月）直後の期間であったことから、各自治体では現行の計画に基づいて処  
理されるケースが多かったためではないかと思われる。また、NESPF に基づいて広域自  
治体に提出された伐採行為届出の件数は 1,524 件、伐採計画の提出は 827 件、跡地検査  
（Site audit）が実施されたものは 289 件、これらのうち要件に不適合であったものは 51  
件と報告されている。

このほかの関連規定としては、法 139 条において、「許容」の範疇のため資源利用承認  
に該当しなかった行為について、合法的に行われていることの証明書（Certificate）の発  
行を可能としている。証明書は、当該事業が資源利用承認なしで合法的に実施されてい  
ることを証するもので、資源利用承認と同等に取り扱われるものとされている。2019 年 6 月  
までの 1 年間で法 139 条に基づく証明書の申請は 617 件あり、林業に係るものは 4 件  
の実績があった（発行手数料は必要。4 事例では NZ \$ 288～1,168）。

資源管理法に基づいて伐採が行われていることに関する第一次産業省による証明書の発  
行については後述（6-4-3-2）する。

資源利用承認が必要にもかかわらずこれを取得しないで開発行為を行ったり、資源利用  
承認に付された条件を遵守しないなどの違反に対しては、法 339 条に基づき禁固 2 年以内  
及び 30 万 NZ ドル（法人の場合 60 万 NZ ドル）以下の罰金が科される。違反の一例を挙

げると、2018年6月、Gisborne Districtでは2回の集中豪雨により地滑りと河川への土砂及び堆積物の流出が発生し、枝条や端材等を含む大量の流下物が下流の農地や住宅、海岸に堆積するという災害が起きた。地元自治体が調査を行い、上流における人工林の伐採に当って、土壌侵食が発生しやすい地域のため搬出路作設や土場の設置における侵食防止のための適切な措置等を伐採に係る資源利用承認において条件としていたにもかかわらず、これらが実施されていなかったため土砂、木材等の流出が発生したとして、関係する10社を訴追した。資源管理法に基づく環境裁判所（Environment Court）は、現地調査や専門家意見聴取を行った上で、資源管理法違反を認め、森林所有会社4社に対し、関係する森林面積や施業の実態に応じて12万～39万NZドルの罰金刑を言い渡している<sup>10</sup>。

制定後30年を経て、現在、政府は資源管理法に代わって3つの法律（自然環境と都市環境の保全、戦略的長期計画及び気候変動への適応）からなる資源管理に関する新たな法制度を検討しており、主要な法律については2021年中に改正法案の提出、2022年内の成立をめざしている<sup>11</sup>。

#### 6-4-1-2 森林法

森林法（Forests Act 1949）<sup>12</sup>は1949年に制定され、当初は国有林の管理やこれを所管する森林局（Forest Service 当時）の組織等について大部の規定を有していたが、1980年代後半以降の行財政改革に伴う一連の見直しによりこれらの条項は削除され、現在は、在来種の天然林（indigenous forest land）における木材の生産、加工及びこれらの輸出に関して規定している第3A章等が主要な部分であり、第一次産業省（Ministry for Primary Industries MPI）が所管している。

第3A章は天然林の持続可能な管理の推進（to promote the sustainable forest management of indigenous forest land 法67B条）を目的としており、私有林の天然林においては、持続可能な森林経営計画（Sustainable Forest Management Plan。以下、SFM Plan という。）または持続可能な森林経営許可（Sustainable Forest Management Permit。以下、SFM Permit という。）に基づく伐採のみが認められている<sup>13</sup>。また、法67AB条により、国が環境保全法（Conservation Act 1987）<sup>14</sup>及び同法付表1に列挙された国立公園法等の法律に基づいて管理する保全対象地の在来種天然林の伐採は原則禁止となっている。

SFM Plan は、50年以上の長期の森林管理経営に関する計画で、計画期間、収穫予定の樹種及び数量、これの裏付けとなる森林資源の総量についての情報、森林の管理及び保全の方法、持続可能な森林経営の方針等を記載するものである。森林所有者からの承認申請を受け第一次産業省が承認し、5年ごとにレビューを受ける。承認に当って第一次産業省は、伐採対象樹種の伐採の程度が適切であるかどうかを、森林のタイプや対象面積、立地

<sup>10</sup> 判決の事例 <http://www.gdc.govt.nz/aratu-forestry-limited-sentencing-decision-released>

<sup>11</sup> <https://www.beehive.govt.nz/release/rma-be-repealed-and-replaced>

<sup>12</sup> <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1949/0019/latest/whole.html#DLM256497>

<sup>13</sup> 例外として、例えば10年間で50㎡以下の自家用の伐採等。

<sup>14</sup> <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1987/0065/latest/whole.html#DLM107200>

条件、成長率等に基づいて判断するとともに、環境保全省（Department of Conservation）への協議が必要である。また、当該計画の申請内容に対し、第一次産業省は伐採面積や樹種ごとの年間伐採量の縮小、対象伐区の変更等を要請することができる。

実際に伐採を行う際、事業者は年次伐採計画（Annual Logging Plan）を提出する。年次伐採計画には、対象樹種ごとの伐採予定量、伐採対象区域、地況（地形、水路、既設及び新設の搬出路や土場に関する情報を含む）、伐採及び集材の方法等を記載するとともに図面の添付が必要である。

SFM Permit は、10年間の森林管理経営に関する計画で、対象地の面積及び収穫予定の樹種と蓄積を特定した上で、期間内の伐採量の上限の基準（樹種ごとの伐採量がそれぞれの蓄積の10%未満等）を満たすこと、伐採の実行に当ってはSFM Planと同様に年次伐採計画を提出すること等が要件となっており、SFM Planを簡素化した内容となっている。

2018年3月現在有効な計画によると、SFM Planは54件承認、対象面積合計59千ha、許容伐採量の合計は86千 $\text{m}^3$ となっており、SFM Permitは113件承認、対象面積合計18千ha、許容伐採量の合計は33千 $\text{m}^3$ となっている。これらのSFM Plan/Permitに基づいて生産された木材の製材加工については別途森林法に規定されており、6-4-2で後述する。

SFM Plan/Permitに基づかない伐採等に対しては、法67U条に基づき20万NZドル以下の罰金が科される。

なお、SFM Plan/Permitを取得していても、資源管理法の規定は適用され、資源利用承認の取得等は必要である。例えばTaranaki Regionでは地域計画において、森林法によるSFM Plan/Permitの許可があっても土壌侵食や水源の水質等の保全の観点から資源管理法の対象となると明記しており<sup>15</sup>、具体的には、植生の除去（vegetation clearance）に関する規則において、1年間で5ha以上かつ傾斜28度以上の土地における植生の除去行為に規則を適用するとして、水質への影響（顕著な濁りや透明度の低下）、面積で10%以上の表面土壌の露出等が発生する場合に資源利用承認の取得を求めている。

#### 6-4-1-3 一次産品徴税法及び木材徴税令

一次産品徴税法（Commodity Levies Act 1990）<sup>16</sup>は、一次産品（農産物、林産物、園芸作物、鉱産物及び野生の産物）の生産額や生産量に対し一定の割合で生産者等に課税し、その税収を当該産品の生産に係る調査研究、人材育成等の振興策に充てることを規定している。同法に基づいて、現在、小麦、アボカド等の32品目の徴税対象が指定されている。

同法では品目ごとに、徴税機関、対象物品の範囲、納税者、徴税単位、用途等の詳細を別途政令で定めることとしており、制度の適用に当っては納税者の了解を得るとともに、6年ごとに見直すことを定めている。

<sup>15</sup> Regional Soil Plan for Taranaki, P12

<sup>16</sup> <https://www.legislation.govt.nz/act/public/1990/0127/latest/whole.html>

木材については 2013 年に制度が始まり、現在は 2 期目として 2019 年制定の木材徴税令 (Commodity Levies (Harvested Wood Material) Order 2019) に基づいて実施している。

課税対象は人工林 (在来種のものを含む) で生産した木材で、自家用の薪材、クリスマスツリー等は対象としない。大小の森林所有者の代表によって構成する森林育成者徴税協会 (Forest Growers Levy Trust FGLT) が徴税及び使途の割り当てを行うが、実際の徴税は FGLT と契約した独立した第三者機関である Levy Systems Limited が実施している。

人工林で伐採され山元から運ばれた丸太は、国内加工向けの場合は製材工場等の加工施設の土場に、輸出处向けの場合は輸出港の埠頭にそれぞれ到着した時点で、公式に認証された重量検量機器で検知され、当該丸太の所有者が重量に応じて税を支払う。納税した者は税額分を森林所有者に請求する又は購入時に税額分を控除することにより、最終的な納税

写真 6.2 製材工場での検量 (2019 年撮影)



者は当該丸太を生産した森林の所有者となる。なお、法 24 条に基づき、徴税令に則した税金の納付をしなかった者には 1 万 NZ ドル以下の罰金が科される。

税率は毎年の納税状況や使途での必要額等に応じて決定され、2019 年の見直しにより制度上の上限税率は引き上げられたが、制度の開始以来、適用される税率は 1 トン当たり 27 セントで変更はなかった。しかしながら、2020 年 12 月の FGLT の理事会において、COVID-19 の影響による減収、インフレによる実質的な目減り等に対応し、研究開発や労働安全等の使用目的への一層のコミットメントを高めるため、徴税令で定める上限の 1 トン当たり 33 セントへの引き上げを決定し、2021 年 1 月から適用している。

2019 年の実績では、税収は 9,710 千 NZ ドルで、このうち 54% に相当する 5,278 千 NZ ドルが調査研究部門に割り当てられ、労働安全/研修部門の 941 千 NZ ドル (同 10%) がこれに次いでいる。これらの実績は 4 半期ごとに詳細な報告がなされ、ウェブに掲載されている<sup>17)</sup>。

最近の納税請求対象の丸太量 (納税のインボイスを发出した丸太の量) と人工林からの生産量を比較すると表 6-20 のとおりである。

表 6-20 納税請求対象量と丸太生産量の比較

年	納税請求対象量(千トン)	丸太生産量 (千 m <sup>3</sup> )
2017	33,480	33,984
2018	35,425	35,669
2019	35,815	35,825

<sup>17)</sup> FGLT <https://fglt.org.nz/work-programme/reports-and-updates>

資料：納税請求対象量は Levy Statistics Data, FGLT より作成。丸太生産量は表 6-5 に同じ。納税に当たって立方メートルでの取引は 1 トン=1 m<sup>3</sup>で換算されるため、この表では立方メートル単位である丸太生産量（外来種人工林のみ）をそのまま記載した（いずれも暦年）。

両者の数字は近似しており、増減の傾向もパラレルな関係にあることから、人工林で生産された丸太はほぼもれなく課税されていると考えられる。このため、木材徴税令に基づく税金の納税証明をもって伐採における合法性の証明を行うシステムが設けられており、6-4-3 で後述する。

## 6-4-2 原木の売買及び加工に係る法令等

### 6-4-2-1 森林法

6-4-1-2 で述べた、森林法に基づく SFM Plan/Permit に即して在来種天然林の私有林から生産された木材については、第一次産業省に登録された製材工場でのみ製材加工が可能である（森林法 67D 条）。このほか、わずかに例外的な木材、例えば在来種の人工林から生産された木材、在来種天然林の風倒被害木や公共工事の支障木等を製材工場等で加工する際には、製材加工説明書（Milling Statement）を第一次産業省に申請・取得し、登録された製材工場に提出する必要がある<sup>18</sup>。

登録工場における製材加工について、詳細は 1993 年天然林木の加工に係る林業規則（The Forestry (Indigenous Timber Milling) Regulations 1993）<sup>19</sup>に定められており、登録工場は取り扱った丸太の樹種・数量、関係する SFM Plan/Permit の年次伐採計画等を記録し、3 か月ごとに実績報告するとともに、毎年、登録を更新する必要がある。

登録された製材工場以外での天然林木の加工に対しては、伐採等と同様に法 67U 条に基づき 20 万 NZ ドル以下の罰金が科される。第一次産業省による登録工場の調査では、2018 年 4 月から 2020 年 6 月までの約 2 年間に 5 件の森林法違反の事例を確認している。内訳は、非登録工場による加工 1 件（罰金 13,500NZ ドル）、製材加工説明書の非取得 4 件（罰金 450~4,000NZ ドル）となっている。

2018 年 7 月~2019 年 6 月の 1 年間の在来種天然林産の丸太の取扱量は 20,886 m<sup>3</sup>と報告されており、うち 16,216 m<sup>3</sup>がナンキョクブナ silver beech (*Nothofagus menziesii*)、次いでリム rimu (*Dacrydium cupressinum* マキ科) の 1,898 m<sup>3</sup>であった<sup>20</sup>。

### 6-4-2-2 改正森林法

2020 年 5 月に森林法改正案が国会に提出され、同年 8 月に成立した。改正法の正式名称は Forests (Regulation of Log Traders and Forestry Advisers) Amendment Act 2020<sup>21</sup>であり、木材の買受に携わる事業者(log trader 以下、木材買受事業者という。)及び森林所有者等に対し森林管理や林業経営面のアドバイスを行う事業者 (forestry adviser 以下、林業

<sup>18</sup><https://www.mpi.govt.nz/forestry/native-indigenous-forests/harvesting-milling-native-indigenous-timber/>

<sup>19</sup> <https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/1993/0227/latest/whole.html>

<sup>20</sup>違反事例及び取扱量は Forestry and land operations sawmilling newsletter, Issue 17, August 2020, MPI による。

<sup>21</sup> <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2020/0043/latest/LMS324328.html>

アドバイザーという。)の義務的登録制度の創設が主たる内容で、以前削除され空いていた第2A章に条項を新設する形で定められている。

今回の改正の背景について第一次産業省は以下のとおり説明している。すなわち、2007年の木材生産量のうち所有規模1,000ha未満の小規模森林所有者からの生産は14%を占めるに過ぎなかったが、この割合は2015年には25.5%に上昇し、2020年代には平均で40%、13~14百万m<sup>3</sup>に達するとの見通し<sup>22</sup>が示されている。このような木材生産構造の変化にあたり、木材の供給については、従来のような会社組織による大規模な供給モデルから、より多様な主体による供給モデルに変えていく必要性が高まっている。しかしながら、小規模森林所有者の多くは人工林の育成、伐採及び販売に関する経験が少なく、木材の販売に関して情報や助言を受ける機会も少ない。また、国内の加工業者もこれらの小規模森林所有者とのつながりが薄く原料の確保が十分にできていない。現在の木材サプライチェーンは、量より質を重視する方向にあり輸出量は伸びているが、これに大きく依存することはリスクが伴う。一方、国内加工業者を含む多様な関係者間のつながりを強化することは付加価値を高めることにつながる。

以上のような背景の下、今回の法改正では、木材の買受又は林業経営の助言を行う事業者に義務的な登録制を導入し、これらの者が行う木材の適正な取引の活動及び林業経営に対する助言等の活動の水準の確保と信頼性・透明性の向上を目的としている。この措置を通じて、森林所有者は森林施業について質の高い助言を受けるとや木材の売買等の事業実行に必要な情報を十分に得ることが可能となり、ひいては市場の透明性の確保、環境への影響の改善、林業への投資促進等にも資するとされている。

実際、国内では1990年代の造林ブームで植栽された人工林が2020年代に伐期を迎える一方、現在増加傾向にある木材生産のほとんどは輸出の増加、とりわけ中国への輸出増加として表れている状況で、国内での加工量は伸び悩んでいる。他方、政府内ではビジネス・イノベーション・雇用省 (Ministry of Business, Innovation and Employment) が中心となって産業改革プラン (Industry Transformation Plan ITP) の対象10分野の一つに林業及び林産業を選定し、長期的な戦略として、丸太生産と少品目の加工という現在の形態から、幅広い製品 (ウッドプラスチック、バイオ燃料等含む) の生産とその原料供給という方向への転換に向けた検討も進められている。

これらの状況に対応するため、今後、国内加工を含む多様な先に丸太を供給し、小規模森林所有者及び木材加工業者の生産活動を活性化し、雇用の増大等地域の発展につなげていくねらいがあると考えられる。

法63I条の定義によると、木材買受事業者は、丸太又は立木販売された立木の購入者、丸太の輸出を行う者及び自ら育成した森林の丸太を加工する個人又は法人をいい、これらの事業を請負で行う者を含む。ただし、年間の取扱量が2,000 m<sup>3</sup>または細則で別途定める量以下の者や運材等の物流のみを行う者は対象とならない。

これらの者が業務を行う場合は木材買受事業者として登録が必要で、登録は第一次産業省又は同省が認定した機関 (以下、林業当局という。) が行い、登録要件、要件合致の判断基準、登録期間等は細則で別途定める。

<sup>22</sup> Commercial forestry supply workshops, December 2019 P10

木材買受事業者には、林業実施基準（forestry practice standards）の遵守、事業者間の協定（agreement）の遵守、登録要件の維持、記録の保存、定期報告等の義務が課される。林業実施基準は、林業の各種の行為及び助言の提供に係る基準を示すもので、具体的には細則で定めるが、以下に関する事項を含むとしている。

ア土地の造成、植林、森林管理、伐採の計画立案及び準備、森林評価

イ森林の保全、持続可能な土地利用、生物多様性、排出量取引

ウ国内又は輸出に関する売買契約

エその他の売買に関する必要事項

法 63M 条で定義する林業アドバイザーとは、以下のサービスを提供する者で、個人に限られる。

ア林業の実施に関する助言。具体的には、森林の造成・管理及び保護、林業に供する土地の管理又は保護、木材その他の林産物の評価・収穫・販売・利用、森林・林地等の林業分野の資産の評価、排出量取引制度の利用、森林の持つ諸機能。

イ木材その他の林産物の売買の代行。

ウ林業アドバイザーの他の業務に関連する検査又は報告書作成。

ただし、これらを主要な業務としない者、農地境界の植栽等に対するアドバイスをを行う者、他の法律による免許（不動産、会計等）等に基づいて助言を行う者等は対象とならない。

登録や義務についての基準等は木材買受事業者とほぼ同様であるが、継続的な職業研修及び技術研修の受講及び倫理規程（code of ethics）の遵守義務が付加されている。倫理基準は細則で別途定められるが、専門家としての責任（誠実さ、技術的正確さに関する最高水準の維持）、顧客に対する責任、専門水準の維持等の規定を盛り込むこととしている。

木材買受事業者又は林業アドバイザーとして望ましくない行為<sup>23</sup>があった場合、林業当局は、登録条件の付加又は変更、警告書の送付、是正措置の要請等の措置ができる。また同様に不正行為の場合は、登録の取り消し、更新申請の却下等ができる。

登録せずに業務を行った者、木材買受事業者としての義務を怠った者等は、個人の場合 4 万 NZ ドル（個人以外の場合 10 万 NZ ドル）の罰金が課される（法 63ZL 条）。

成立後 2 年以内の施行が規定されており、2021 年半ば頃に細則の制定、その後木材買受事業者及び林業アドバイザーの登録を進めていくとされている。

報告書作成時点では細則等は公表されていないため、今回の改正がどの程度木材の生産、流通、加工及び輸出に影響を及ぼすかを見通すのは困難であるが、政府の目論見どおりに行けば市場の透明性やトレーサビリティの確保等に貢献するものとなろう。また、6-5-1 で述べるように、木材合法性保証制度の創設のための森林法改正が 2021 年以降に予定されており、これとあいまって木材のサプライチェーンには大きな影響を及ぼすものと見込まれる。

<sup>23</sup> 望ましくない行為とは、適格登録者の基準に達していないこと、義務違反（軽微でないもの）、能力不足または怠慢な状態及び登録者から不適格と見なされることをいう。

不正行為とは、不名誉な恥ずべき（disgraceful）行為、故意による義務違反（軽微でないもの）及び重罪への関与をいう（63ZI 条）。

### 6-4-3 輸出入に係る法令等

#### 6-4-3-1 森林法

6-4-2-1 で述べた登録工場において製材加工された在来種の天然林由来の木材のうち、製材品はナンキョクブナ又はリム rimu（いずれも断面積が 300 cm<sup>2</sup>以下のもの）に限って<sup>24</sup>輸出が許可されており、輸出の際、輸出業者は輸出申請書（Notice of Intention to Export）の提出が必要である（森林法 67C 条）。なお、最終製品に加工されたものは、他の樹種を含め輸出に制限はない。

輸出業者は、輸出の 10 日前までに、木材の出所を証明する情報（SFM Plan/Permit の番号と森林所有者名等）を輸出申請書に記入した上で、第一次産業省の承認を受けた独立検査機関（Independent Verification Agency IVA）の Asure Quality 社に届け出なければならない。第一次産業省は出所となった森林の確認及び目視による現物と申請書の記述の整合を確認し、問題がなければ 1 回限り通用で譲渡不可の承認番号を輸出申請書に付与し、これに基づいて通関事務が行われる。

このように第一次産業省の承認番号を付与された輸出申請書の写しを輸出業者から入手すれば、当該荷口の天然林で生産された木材の合法性を証明する書類として使用できる（6-6 付属資料参照）。

過去 5 年間のニュージーランドから我が国への製材品（針葉樹又は熱帯産木材以外）の輸入実績を財務省貿易統計で検索すると、2015 年に 21 m<sup>3</sup>の記録がある。一方、ニュージーランドからの輸出実績は、2015 年及び 18 年に記録があるがいずれも少額である。ニュージーランドの統計によると、過去 5 年間の輸出実績は年間 150～400 m<sup>3</sup>程度で、主要な輸出先は豪州及び近隣の島嶼諸国となっている。

なお、伐採された木材ではないが、カウリ Kauri (*Agathis australis*) の土埋木（根株を含む）は、木材としての利用のほか科学的及び文化的にも価値が高いことから、これの採取、加工及び輸出には以下のような特別な手続きや許可を必要としている。

ア採取；第一次産業省への届出及び資源管理法に基づく地方自治体の手続き（第一次産業省は採取地において採取の前後に検査を実施）。

イ加工；第一次産業省の製材加工説明書（Milling Statement）の取得（有効期間 6 ないし 12 か月）、天然林から採取されたものでなく、かつ採取により自然環境の価値を損ねないこと、登録された製材工場で加工されたものであること。

ウ輸出；最終加工製品又は未加工若しくは加工された根株（天然林で採取されたものでないこと）。輸出手続きは天然林木とほぼ同様（輸出申請書の提出、承認等）。

最近の日本向けの輸出は、2015～2019 年の期間では 1 件、0.8 m<sup>3</sup>の実績（同年の総輸出货量は 138.3 m<sup>3</sup>）<sup>25</sup>がある程度で、総輸出货量も漸減傾向にある。

#### 6-4-3-2 資源管理法

<sup>24</sup> 例外としては、根株（樹種及び加工の有無を問わない、SFM Plan/Permit に基づいて発生したもの）、木性シダの樹幹又は繊維（SFM Plan/Permit の対象森林から採取されたもの等）、人工植栽された在来種森林の木材等がある。

<sup>25</sup> 第一次産業省 Annual report of swamp kauri activity 2019

第一次産業省では、違法伐採対策の観点から、輸出事業者に対して、その取り扱う木材（国内の外来種人工林の生産物に限る）が資源管理法に基づいて合法的に伐採されたものであることを証明する、木材輸出業者情報証明書（Exporter Information Statement。以下、EIS という。）を発行する仕組みがある。

EIS を必要とする輸出事業者は、当該事業者の概要、証書の対象品目（丸太、製材品等）、証書の提出先（国）、資源管理法に違反していない又は捜査を受けていないことの宣言、関係者の署名等を内容とする申請書<sup>26</sup>を第一次産業省に提出し、審査の後、最長2年間有効のEIS（6-6付属資料参照）を取得する。この証明書は、関係事業者が資源管理法に違反していないことを証明するものではあるが、個々の伐採事業地や取扱量を特定して荷口ごとに発行されるものではないことに注意が必要である。

なお、この制度はインドネシアへの木材輸出を前提に措置したものとされているが、後述（6-5-1）する新たな木材合法性保証制度が今後これを代替していく予定である。

#### 6-4-3-3 一次産品徴税法及び木材徴税令

輸出業者に対し、6-4-1-3の一次産品徴税法及び木材徴税令の項で述べた木材徴税令に基づく税金の納税証明をもって合法性の証明を行うシステムについて説明する。

韓国の違法伐採対策関連法として2017年に改正された「木材の持続可能な利用に関する法律」では、韓国に輸入される木材又は木材製品の伐採の合法性について検査機関が検査をする際の関係書類として4種類を挙げており、具体的には山林庁告示で次のように説明している<sup>27</sup>。

1. 原産国の法令に基づいて発行された伐採許可書
2. 合法伐採された木材又は木材製品であることを認証するために国際的に通用できるもので韓国山林庁長官が定め告示する書類
3. 韓国と原産国との二国間協議に従い、相互が認証するもので韓国山林庁長官が定め告示する書類
4. その他、合法的に伐採されたことを証明するもので韓国山林庁長官が定め告示する書類

このうち木材徴税令に基づく税金の納税証明は、二国間の協議に基づき上記4.に該当するものとされた。

韓国向けに丸太を輸出する輸出業者は、供給者である森林所有者又は丸太所有者に木材徴税令に基づく税金の一次産品徴税証明書（Levy Statement）の提出を依頼する。製材品等の木材製品を輸出する場合は、製造業者は当該製品の原木の供給者から同様に上記証明書を入手する。原木の供給者が複数の場合は原則的には全ての供給者を対象とするが、韓国向けの当該製品が特定できるような取り扱いをしている場合は当該原木の証明書のみでよい。

<sup>26</sup> 申請書は以下で参照可能。<https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/7899-Request-for-Exporter-Information-Statement>

<sup>27</sup> クリーンウッドナビ参照 [https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/kor/pdf/kor\\_hourei\\_gaiyou.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/kor/pdf/kor_hourei_gaiyou.pdf)

一次産品徴税証明書が必要な森林所有者等は、徴税事務を行っている会社（Levy System Ltd.）に申請すると、手数料税抜き 65NZ ドルで 1 年間有効（9 月から翌年 8 月まで）の証明書が発行され、第一次産業省が裏書き（endorse）する（一次産品徴税証明書の例は 6-6 付属資料を参照）。

一次産品徴税証明書には森林所有者コードと整理番号が記載されており、輸出業者は当該荷口に該当する全ての丸太供給者の証明書を集めて仕向け先の輸入業者に提出する。

一次産品徴税証明書によって丸太の供給者（森林所有者）を特定することは可能となるが、個別の供給者ごとの数量は記載されておらず、ある荷口の全量が合法であるかどうかは証明できない。

なお、この制度は韓国への木材輸出を前提に措置したものであるが、今後は後述（6-5-1）する新たな木材合法性保証制度がこれを代替していく予定である。

## 6-5 リスク低減への取組

### 6-5-1 違法伐採対策に係る法令等及びその運用状況

現在、ニュージーランドには国内で流通する木材の合法性を要求する法律や制度は存在しない。しかしながら、第一次産業省は、木材の輸出先が要求する木材の合法性に対応しうる枠組づくりについて 2017 年から検討を始め、2019 年 9 月に木材合法性を保証するための法制度を検討することを閣議決定した。それ以降、地域のワークショップで関係者の意見を聞くなどして検討を進めてきたところであるが、2020 年 9 月、林業担当大臣は内閣の環境エネルギー気候委員会に、木材の合法性を保証する制度（Wood legality assurance system）の創設を目的とする森林法改正を提案した。以下、内閣文書（Cabinet paper）<sup>28</sup>に基づいて報告書作成時点における情報として提案内容を紹介する。

内閣文書では、制度創設の理由を以下のとおり挙げている。

ア違法伐採が国際的に問題となっている中で、ニュージーランドの木材輸入は 10 年間で 70% 増加し、木材の合法性を保証する制度がないと違法伐採木材を招き寄せるリスクを高める。

イ輸入木材については輸入木材貿易グループ NZITG による熱帯産木材の一部についての取組（6-5-2 で後述）があるが、自主的な取組みであって法的な義務ではない。

ウニュージーランドの木材輸出業者が、輸出先で合法性の証明を求められる機会が増えている（2019 年 6 月までの 1 年間の輸出量のうち 32% が合法性を求める国向け）中で、大規模木材生産者は第三者認証をもって証明することができるが、今後木材供給量の増加が見込まれる小規模生産者にとっては、これらの認証制度は費用の面で効率的な方法とは言えず、また合法性を超える持続可能性をも求められるものであり負担が大きい。

エ違法伐採木材は木材価格を低下させ林産物収入を減少させるものであり、国産材及び輸入材両者に係る木材合法性保証制度を導入して違法伐採木材を排除することで関係業界に便益が期待できる。

<sup>28</sup> <https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/41959-Proposed-Legislation-to-implement-a-National-Wood-Legality-Assurance-Cabinet-paper>

なお、現在、森林認証材でない輸出木材の合法性を保証する手段として第一次産業省ではインドネシア向けに木材輸出業者情報証明書（6-4-3-2 参照）を、韓国向けに一次産品徴税証明書（6-4-3-3 参照）を発行しているが、これらは当面の対応との位置づけであり、今後増加が見込まれる輸出先からの合法性証明の要求に対し長期にわたって対応するには別途の措置が必要となる。従って、これらの現行の対応策は、新たに導入する木材合法性保証制度によって代替することになる。

#### （1）制度の概要

##### ①対象範囲

国内の人工林（在来種及び外来種）から生産される木材と木材製品、及び輸入木材と同木材製品（在来種の天然林で生産される木材については既存の制度（6-4-3-1 等参照）で対応し、これを包含するような内容にする意向）

##### ②合法性の定義

「ニュージーランド国内または輸入木材の原産国で適用される関連法に従って木材が収穫されていること」

‘the wood has been harvested in accordance with the relevant laws operating in New Zealand (or the country of origin for imported wood)’

##### ③対象物品

輸入木材は、44 類(木材及び木材製品)、47 類(木材パルプ)、48 類（紙及び板紙並びに製紙用パルプ）及び 94 類（家具、プレハブ建築物等）を対象とし、具体的には HS 番号で特定する。

国内産木材は、丸太や未加工材及び輸出用木材が直接の合法性証明の対象となる。

#### （2）合法性の確認方法

国内加工業者、輸出業者及び輸入業者は、合法性基準を満たしていることについて第一次産業省又は第一次産業省が認定した第三者機関による検証（監査）を受ける。

合法性基準の要件は以下のとおり。

①デューデリジェンスシステムを設け維持すること。

②購入した木材が合法性の要件を満たしていることを示す情報を要求し、評価し、保持し、定期的に第一次産業省に提供すること。

③デューデリジェンスシステムに関する記録を保管すること。

上記の「合法性の要件を満たしていることを示す情報」とは、

##### 1) 国内加工業者及び輸出業者が収集する情報

A 製品に含まれる樹種の通称名及び学名（common and scientific name）

B 数量及び金額

C 供給者の情報（名称、住所、商号、納税者番号又は NZ 事業者番号を含む）

D 森林所有者からの適合性宣言（A declaration of conformance from the forest owner）

E Worksafe 通知番号（伐採業者が登録事業者であること）

F <不開示>

G 伐採が国内で合法的に行われたことを証明する証拠書類（必要に応じ）

##### 2) 輸入業者が収集し保管する情報

- A 輸入品の種類及び名称 (Type and trade name)
- B 数量及び金額
- C 生産国
- D 製品に含まれる樹種の通称名及び学名 (common and scientific name)
- E 供給者の情報 (名称、住所、商号を含む)
- F 伐採が生産国で合法的に行われたことを証明する証拠書類

(3) その他

- ① 法律では違反、罰則、捜査権限等を設ける。詐欺等の犯罪行為への罰金を含むが懲役は科さない。違反や罰則は、現行森林法の天然林の伐採に係る規定を必要に応じて調製ないし変更して適用する。対象行為は、合法性証明についての不実記載、必要なデューデリジェンスが確保されていない輸出又は輸入、違法伐採木材の国際的又は意図的な取引等を想定している。
- ② 第一次産業省は、本制度の要件が FSC や PEFC 等の第三者認証制度と齟齬がないものとなることを確認する。
- ③ 本制度は、豪州の違法伐採禁止法 2012 と同様な法制度を想定しており、また、トランス・タスマン相互認証協定により、豪州の条件を満たしたものはニュージーランドでも合法的に販売可能となる。
- ④ 既存の FTA や WTO の規則に整合的な細則の制定、海外の市場における必要条件の確認、検証を行う第三者機関の認定、事業者の合法性基準の理解と準備に必要な時間の確保等に対応するため、一定の期間を設け段階的に導入を行う。
- ⑤ 合法性要件を満たす事業者には第三者機関による合法性証明書の発行を可能とする。
- ⑥ 制度の運用に必要な費用は事業者が負担する。

(4) スケジュール

2021 年 5 月国会提出。11 月委員会からの最終報告。

2022 年 4 月法律の制定。3 月より WTO 協議、その他 CPTPP 加盟国等との協議。

2022 年 7 月細則の制定。

2023 年 2 月法律の施行 (ただし、各国との協議の進捗状況によって異なりうる)。

報告書作成時点で法律案は公表されておらず、また公表された内閣文書の一部には不開示情報もある。また、制度の具体的な内容は細則で定めることとされており、例えばデューデリジェンスの具体的要件 (リスクを特定・評価する手法、リスク緩和措置の有無等) 等の情報は明らかでない。このため、本制度の詳細を把握するには引続き情報収集が必要であるが、内容的には豪州の違法伐採禁止法とよく似ており、これに近いものになると想定される。

6-5-2 民間のリスク低減に係る取組みの実施事例

6-5-2-1 荷物配送明細票 (Load Delivery Docket) によるトレーサビリティの確保

図 6.4 Load Delivery Docket の事例

一般にニュージーランド国内では、山元における丸太の生産から積込、運搬及び製材工場等又は輸出港への納入までの一連の商流を荷物配送明細票（Load Delivery Docket 以下、Docket という。）と称する伝票形式の書類で管理している。これは、違法伐採対策等を特に目的とするものではなく一般的な商慣習として用いられているものであり、Docket には特に定まった様式はないが、一例を図 6.4 に示す。

Docket には一般に以下のような情報を掲載する欄が設けられている。

ア 基本情報：

Docket 番号、積込日、森林（又は丸太）所有者名

イ 伐採情報：

生産林地（森林名、区画名等）、伐採業者名、伐採日、伐採／集材方法

ウ 積荷情報：

樹種、本数、グレード、長級、重量

エ 運材情報：

積込業者名、運送業者名、トラック／トレーラー番号、総重量・車体重量・積荷重量

オ 売買情報：

買受者名、荷卸地

これらの情報とともに、Docket の下部には積込業者、運材業者及び受取者の確認（サイン）欄が設けられ、トラックやトレーラーによる丸太運材の荷工場等加工施設や輸出業者に配送される仕組みとなっている。掲載される情報は、各関係者にとって、丸太生産量、伐採量、積込量等の記録となるとともに、手数料算定や配送証明等の基礎データとなるもので、荷口ごとのトレーサビリティが確保されるとともに、複数の者による相互監視的な抑制と均衡が働くため不正が起きづらいと言われている<sup>29</sup>。また、この Docket の積荷情報（重量）は、前述の一次産品徴税法に基づく課税に利用されているほか、運輸関係当局が過積載等の運送関係の規定の遵守状況を確認する際にも参照される<sup>30</sup>。

<sup>29</sup> EGILAT Timber legality guidance template for New Zealand, August 2018, P21

<sup>30</sup> 第一次産業省からの情報

また、丸太が輸出される際、輸出港において輸出業者によって材積（JAS m<sup>3</sup>）による検量が行われ、この情報は個々の丸太に貼付された二次元バーコードで管理され、Docket 番号とひも付けされる。また、この情報は、携帯

写真 6.3 輸出丸太に貼付された  
バーコードと読み取られた情報



資料：第一次産業省

モバイル機器の専用アプリで容易に参照可能である。一例を写真 6.3 に示す。この例では、以下のような情報が画面に表示されている。

Docket 番号、検量日及び検量者名、丸太情報（樹種、径級、長級、材積、皮付き有無等）、船舶名

写真左下部に示された「View Docket」を選択すると、該当する Docket の情報を参照でき、ごく一部<sup>31</sup>を除いて山元までのトレーサビリティを確認することが可能となっている。ただし、情報システムの違いから、バーコードは直接 Docket のシステムとはつながってはいない。

#### 6-5-2-2 輸入木材貿易グループ（NZITTG）の取組

ニュージーランド輸入木材貿易グループ（New Zealand Imported Timber Trade Group。以下、NZITTG という。）は、1992 年に創設された、木材業者（輸入業者及び卸売・小売業者）及び環境保全団体（グリーンピースニュージーランド）から構成される団体で、第一次産業省がオブザーバーで参加している。ホームページによれば、木材業者は 15 社が加入している。

同グループは、第三者機関による認証林及びその他の持続可能な経営が証明された森林から生産される木材の輸入と関係者の理解の促進を目的とし、当初は熱帯産木材を輸入する業者のみで構成していたが、現在はすべての輸入木材を対象としており、輸入量の約 9 割をカバーしている。

熱帯産木材に関する取り組みにあたっては、段階的なアプローチとして、まず伐採の合法性（Verified Legal Origin, VLO）の確認から始め、次いで伐採以外を含めたプロセス全体の合法性（Verified Legal Compliance, VLC）、さらに FSC や PEFC 等の森林認証による持続可能性の確保と、順次より高い水準を求めていくこととしている。具体的な目標として、取り扱う輸入熱帯産木材はすべて産地における合法性が第三者によって証明されたものとし、さらに、持続可能性が第三者によって証明されたものを 85%以上とすることとしている。

また、取り扱う木材の合法性を第三者機関が証明するスキームには地域や国によって様々なものがあることから、これらのスキームの妥当性を評価する独自の基準・指標（criteria and indicator）を作成し、スコア表として評価しやすい方法で整理し、メンバーの用に供している。（6-6 付属資料参照）

<sup>31</sup> 国内で一旦製材工場へ納入されたが何らかの理由で処理されず輸出にまわされた丸太等

具体的には、評価の視点として5つの基本原則（Principle）を設け、この下に18の規準（Criteria）と40の指標（Indicator）を定め、評価項目としている。基本原則1は「システムは完全にオープンかつ透明で、すべての関係者を含んでいる」、基本原則2は「システムの合法性基準の定義はわかりやすく明確で、地域コミュニティの権利、伐採権の付与や労働についての合法性、環境に関する規定等の主要な要素を含んでいる」、基本原則3は「信頼できる CoC が確保されている」、基本原則4は「より総合的な目的として社会面／環境面で責任ある森林管理の目標に資するもので、大企業による商業伐採を不当に優遇していない」、基本原則5は「監査の手続きは信頼性が高い」としている。

このうち、特に基本原則2（合法性基準）には8つの規準と21の指標があり、全体の半数を占める重要な部分となっている。ここで示された考え方は、合法性を構成する具体的な要素ないし要件を表しており、クリーンウッド法において事業者がリスクを特定し評価する際の参考になるものと考えられる。

なお、NZITTG の会員企業では、合法性や持続可能な森林経営を証明するスキームとして以下のものを利用している。

FSC、MTCS (Malaysian Timber Certification Scheme)、Certisource、SGS、Smartwood、PEFC

また、NZITTG では、熱帯産木材のうち外構部材やウッドデッキ材等として利用量が多いメルバウ (*Intsia bijuga* ニューゼaland現地名 Kwila) については、森林認証材のみを扱うことを最終的な目標としている。しかしながら、その9割以上がインドネシアからの輸入であり、以前は合法性の証明すらないものもあったため、やむを得ない場合には第三者機関によって持続可能性が証明された木材を3VL Kwila(3rd party Verified Legal Kwila)として許容している。ただし、これはあくまで暫定的な取り扱いという位置づけであり、3VL Kwila の消費のプロモーションは限定的に行う<sup>32</sup>など自主規制も行っている。

これらの取組みに関連して、ニューゼaland国内の主要なE-コマースプラットフォームの一つである Trademe では、メルバウ材を使用したアウトドア家具やウッドデッキ用木材の新品をネット販売する場合はPEFC又はFSC認証を取得したものに限り、証明書類の提示を求めている<sup>33</sup>。

参考まで、近年のメルバウ製材品の輸入量は表6.21に示すとおり2~5千m<sup>3</sup>程度で推移しているが、その9割以上はインドネシアからである。これらは金額ベースで熱帯産木材製材品の約5割前後に相当している。なお、同期間の丸太輸入の実績はない。

<sup>32</sup> [http://nzittg.org.nz/news/details/vlo\\_telling\\_the\\_story.html](http://nzittg.org.nz/news/details/vlo_telling_the_story.html)

<sup>33</sup> <https://help.trademe.co.nz/hc/en-us/articles/360010959212-Banned-and-restricted-#kwila>

表 6.21 メルバウ製材品輸入量の推移 (m<sup>3</sup>)

年	輸入量	主要な輸入先	
		インドネシア	ソロモン諸島
2015	2,654	2,316	207
2016	3,863	3,570	134
2017	5,562	5,254	122
2018	4,213	3,833	61
2019	2,248	2,166	14
2020	2,962	2,937	11

資料：Stats NZ。ニュージーランドの HS システムの 4407291010  
及び（下 4 ケタ）1027、4019、9019 の計

6-6 付属資料

○森林法 (6-4-3-1 参照)

輸出申請書(Notice of Information to Export)の様式

## Notice of Intention to Export Indigenous Timber (Form ITE1)

This form to be forwarded to AsureQuality New Zealand at least 10 days prior to the date of exporting.

**Notice of Intention to Export – Form ITE1**  
(s 67C(3) Forests Act 1949; s 5(2) Forests Amendment Act 2004)

To: Director General  
Ministry for Primary Industries

I GIVE NOTICE of my intention to export the indigenous timber produce described in this notice, and, I declare that the particulars set out in this notice were, at the date of this declaration, true and correct in every respect and in accordance with the requirements of the Forests Act 1949.

I ACKNOWLEDGE an inspection of the export consignment by a Forestry Officer is required.

Signature of Exporter: \_\_\_\_\_  
(Print Name): \_\_\_\_\_ **輸出業者名**  
Date: \_\_\_\_\_

**Ministry for Primary Industries**  
Manatū Ahu Matua

Exporter/Consignor: \_\_\_\_\_  
Phone: \_\_\_\_\_ Fax: \_\_\_\_\_  
Email: \_\_\_\_\_

Buyer/Consignee: \_\_\_\_\_  
Phone: \_\_\_\_\_ Fax: \_\_\_\_\_  
Email: \_\_\_\_\_

Container/Bill of Lading No. \_\_\_\_\_  
Ship/Airline (Name of vessel/Flight No.) \_\_\_\_\_  
Date of exporting \_\_\_\_\_  
Sea/airport of discharge \_\_\_\_\_  
Final Destination \_\_\_\_\_

Description of Exports (include any marking)	Species	Volume (m³)
品目名	樹種名	数量

Note: Include an overseas packing list for each consignment when submitting this form.

Source: \_\_\_\_\_ **SFM Plan/Permit の番号又は森林所有者名と所在地**

Note: All applications must include a written statement of the source of the timber, (e.g. a SFM Plan/permit number or landowner name and location).

Address where consignment can be inspected: \_\_\_\_\_

Contact Name: \_\_\_\_\_ Contact Number: \_\_\_\_\_

Phytosanitary certificates required? Y  / N

**Send this form with attachments to:** AsureQuality-Mt Maunganui  
Email [phytocerts@asurequality.com](mailto:phytocerts@asurequality.com)

**AsureQuality/MPI Use Only**

Signed: \_\_\_\_\_ **第一次産業省担当** Date: \_\_\_\_\_

Inspecting Forestry Officer Name: \_\_\_\_\_ **署名及びサイン**

Reference No: \_\_\_\_\_

Indigenous timber clearance number: \_\_\_\_\_ **許可番号**

EXPORT: APPROVED  / NOT APPROVED

Notes: Exporters are advised to check with [www.mpi.govt.nz/law-and-policy/requirements/importing-countries-phytosanitary-requirements/forestry-icps/](http://www.mpi.govt.nz/law-and-policy/requirements/importing-countries-phytosanitary-requirements/forestry-icps/) for any Phytosanitary requirements. Export information is provided on the back of this form.

MINISTRY FOR PRIMARY INDUSTRIES 2019 NOTICE OF INTENTION TO EXPORT INDIGENOUS TIMBER (FORM ITE1) • 1

資料：第一次産業省 <https://www.mpi.govt.nz/dmsdocument/37-Notice-of-intention-to-export-indigenous-timber-ITE1>

○資源管理法（6-4-3-2 参照）

木材輸出業者情報証明書（Exporter Information Statement）の様式

<b>Ministry for Primary Industries</b> Manatū Ahu Matua	
Issued to: <Company_name> 輸出業者名	
Registration number: <Reg_number>	
Valid for the period: <From_date to To_date> 有効期間	
<b><u>Information Statement</u></b>	
<b><u>Issued by the Ministry for Primary Industries</u></b>	
<b><u>Exports from New Zealand's Planted Forests</u></b>	
<p>Harvesting of planted forests in New Zealand is subject to the Resource Management Act 1991 which provides for the sustainable management of New Zealand's natural and physical resources.</p>	
<p>&lt;Company_name&gt; must comply with the Resource Management Act 1991, which includes provisions for monitoring and auditing compliance, and the enforcement (including prosecution) for non-compliance with the law when required.</p>	
<p>Demonstration of the legality of harvesting from planted forests in New Zealand is achieved through compliance with the Resource Management Act 1991.</p>	
<p>This information statement applies to New Zealand-sourced wood products only.</p>	
_____	_____/_____/_____
Martyn Dunne	Date
Director-General	
Ministry for Primary Industries	
<b><u>Growing and Protecting New Zealand</u></b>	Pastoral House, 25 The Terrace, PO Box 2526 Wellington 6140, New Zealand Telephone: 0600 00 83 33, Facsimile: +64-4-894 0300 www.mpi.govt.nz

資料 日本木材輸入協会<sup>34</sup>

<sup>34</sup><https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/pdf/4-1nz-sample.pdf>

- 一次産品徴税法（6-4-3-3 参照）  
一次産品徴税証明書(Levy Statement)の例

**Attachment 4: Harvested Wood Levy Statement**

**LSL**  
LEVY SYSTEMS LIMITED

**\*\* SAMPLE ONLY \*\***

**SUPPLIER COMPANY** **STATEMENT PRINTED:** 20 Sep 2018

Commodity Owner Name  
Postal Address 1  
Postal Address 2

**SUPPLIER CODE: UNK00001** ← 森林所有者コード  
**REFERENCE: 0000000017**

**NEW ZEALAND HARVESTED WOOD LEVY STATEMENT**

To whom it may concern,

A levy is imposed on all wood material harvested from plantation forests in New Zealand under the Commodity Levies (Harvested Wood Material) Order 2013. All the harvested wood material supplied by Commodity Owner Name is subject to that levy.

**STATEMENT VALID FOR: 01/09/2018 - 31/08/2019**

**AUTHORISATION**  
This statement is issued by Levy Systems Limited at the request of the above named entity. Levy Systems Limited are contracted to administer the levy for the Forest Growers Levy Trust.

This is a true representation of information in the Harvested Wood Commodity Levy System.

*signature here*

Andrew Taylor  
Chief Executive Officer  
Levy Systems Ltd  
Email: [operations@levysystems.co.nz](mailto:operations@levysystems.co.nz)  
Website: <http://www.levysystems.co.nz/>

Key feature:  
government stamp → MPI stamp here

Levy Systems Limited is approved by  
Ministry for Primary Industries to issue  
levy statements

Page 31

資料： APEC Experts Group on Illegal Logging and Associated Trade (EGILAT)  
Timber legality guidance template for New Zealand  
Version: August 2018, P31

○輸入木材貿易グループによる、第三者機関証明スキームを評価する規準・指標（criteria and indicator）と採点表（Scorecard）（6-5-2-2 参照）

Legality Verification Scheme Scorecard			PASS/FAIL	
VLC Scheme				
Date				
<b>Indicator Score Ratings</b> <b>1</b> The scheme totally fails to meet the LVS indicator requirements. <b>2</b> The scheme inadequately meets the LVS indicator requirements and is not acceptable. <b>3</b> The scheme meets the LVS indicator requirements, although some gaps are apparent. <b>4</b> The scheme clearly meets the LVS indicator requirements.				
Principle	Criteria	Indicator	Indicator Score	
1. The system should be fully open and transparent, and involve all stakeholders	1.1 System is fully transparent	1.1.1 Evidence of the legally CoC standards used and the system to assess them are publicly available		
		1.1.2 Summary audit reports and corrective action requests are publicly available		
		1.1.3 Lists of companies/concessions verified under the standard are publicly available		
	1.2 System seeks and incorporates the views of major stakeholder groups including social and environmental NGOs and indigenous organisations	1.2.1 The system's oversight body has representation from multiple stakeholders		
		1.2.2 Legality CoC standards are developed through being fully account balanced and equitable multi-stakeholder based		
		1.2.3 The system follows a procedure resulting sustained opposition from a single major stakeholder group to any criteria or indicators		
		1.2.4 The system includes a clearly defined and transparent procedure for handling complaints		
	2. Legality standards about are clearly defined and robust, incorporating key elements such as rights of local communities, legality of concession allocation and labour and environmental regulations	2.1 Legality standards define legal rights to harvest	2.1.1 Forest management enterprise (FME) is required to operate	
			2.1.2 FMEs are required for forest management purposes	
			2.1.3 Harvest rights are allocated to the FME, in the FME	
2.2 Legality standards define approved planning authorisation		2.2.1 FME management plan has been prepared and approved		
		2.2.2 Annual harvest plans prepared and approved and production quotas established within the harvesting rights		
		2.2.3 Assessments of environmental impact, high conservation areas, and threatened species are conducted		
2.3 Legality standards require payment of fees and taxes required to maintain harvest rights		2.3.1 Harvest royalties (fees and/or taxes) are paid		
		2.4 Legality standards respect rights of local communities	2.4.1 The forest management enterprise (FME) has implemented a consultation process to ensure it is fully aware of any disputes over indigenous tenure or usage rights and has an effective and transparent complaints or disputes resolution process to address them in a timely manner	
			2.4.2 The FME has obtained the prior informed consent of indigenous people to its activities	
2.5 Standards include compliance with human rights, social and environmental laws, rules and regulations		2.4.3 FME fulfils its obligations under the law to indigenous people and local communities		
		2.5.1 Compliance with human and labour rights law and workplace health and safety regulations		
		2.5.2 Requirements for compliance with environmental laws, rules and regulations, including EIA obligations and mitigation requirements, in the fields of forestry and conservation		
2.6 Legality standards require fulfilment of harvesting regulations		2.6.3 Legal obligations regarding protection of outstanding landscapes, high conservation areas, and threatened species are implemented		
		2.6 Legality standards require fulfilment of harvesting regulations	2.6.1 Volume supply does not exceed production quotas	
			2.6.2 Harvesting is conducted within approved harvest areas	
2.7 Legality standards require control of unauthorised activities		2.6.5 Harvesting and forest management activities are implemented according to regulatory codes of practice		
		2.7 Legality standards require control of unauthorised activities	2.7.1 Unauthorised activities and associated risks are identified	
	2.7.2 Control activities are successfully implemented			

	2.2 Legality standards require legal tracing of products.	2.2.1 Timber processing (including any primary forests).	
		2.2.2 Harvesting and tracing operations are in compliance with CoC ES.	
		2.2.3 Exported product meets all Government regulations on export including dry/burial requirements.	
3. Credible chain of custody is assured	3.1 Strong chain of custody procedures are in place	3.1.1 Chain of custody procedures are equivalent to international standards (ISO) and include procedures governing claims.	
		3.1.2 Procedures for distinguishing logs or timber from verified legal sources with logs or timber from other sources are specified.	
		3.1.3 Wood is legally under CoC exclusive control from unknown sources or which was harvested without legal harvesting rights.	
4. System serves to further overall goal of environmentally and socially responsible forest management, and does not unfairly favour large-scale industrial logging.	4.1 System is designed and offered as part of a step-wise approach to environmentally and socially responsible forest management.	4.1.1 System explicitly supports to move towards a sustainable forest management (SFM) along a given time.	
	4.2 System does not serve to compete with existing environmental and socially responsible forest management certification schemes.	4.2.1 System does not permit on-product labelling, but allows PCS (Point of Sale) elements, B2B communications, flyers and advertising.	
	4.3 System ensures verification of timber from small scale and/or community forestry operations.	4.3.1 System does not produce verification of timber from small scale and/or community forestry operations.	
	4.4 System includes consideration of and procedures for responding to alleged illegal or unethical behaviour related to the company or its directors.	4.4.1 The auditing system reserves the right to withdraw its legality verification if legal proceedings involving serious criminal activity, money laundering, corruption, human pricing or any activity or unethical practice by the FINE or its directors brings the LVS or legality claim into serious question.	
5. Auditing procedures are robust	5.1 Audits against standards are fully independent	5.1.1 Auditors are independent of the process of selling products and overseeing the system.	
	5.2 Auditors are properly accredited and qualified	5.2.1 Auditors have independent accreditation from e.g. ISO	
		5.2.2 Audit staff are sufficiently qualified and experienced	
	5.3 Audit procedures are robust and performance as well as systems based	5.3.1 Audits occur at least once a year, and include on-site field inspected sites of compliance in randomly selected cutting areas	
		5.3.2 There is an effective and functioning mechanism for recording and enforcing appropriate corrective action where non-compliance is identified.	
		PRINCIPLE 1	PASS/FAIL
		PRINCIPLE 2	PASS/FAIL #REF!
		PRINCIPLE 3	PASS/FAIL
		PRINCIPLE 4	PASS/FAIL
		PRINCIPLE 5	PASS/FAIL
		OVERALL	PASS/FAIL

資料：ニュージーランド輸入木材貿易グループ (NZITTG) <http://nzittg.org.nz/files/LVS-Checklist-Generic.pdf>

(仮訳)

合法性証明システムの評価点数カード											
<table border="1"> <tr> <td>証明システム名</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> </tr> </table>		証明システム名	合格／不合格	年月日							
証明システム名	合格／不合格										
年月日											
指標点数の評価											
<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>要求事項をまったく満たしていない</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>要求事項をあまり満たしておらず、許容できない</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>不十分な点はあるが、要求事項をほぼ満たしている</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>要求事項を十全に満たしている</td> </tr> </table>				1	要求事項をまったく満たしていない	2	要求事項をあまり満たしておらず、許容できない	3	不十分な点はあるが、要求事項をほぼ満たしている	4	要求事項を十全に満たしている
1	要求事項をまったく満たしていない										
2	要求事項をあまり満たしておらず、許容できない										
3	不十分な点はあるが、要求事項をほぼ満たしている										
4	要求事項を十全に満たしている										
原則	規準	指標	指標の 得点								
1 システムは完全にオープンかつ透明で、全ての関係者を含んでいる。	1.1 システムは完全に透明である。	1.1.1 合法性及びCoCの基準及び評価システムが細部に至るまで公表されている。									
		1.1.2 監査報告の概要及び措置要求事項が公表されている。									
		1.1.3 認証されている会社やコンセッションのリストが公表されている。									
	1.2 システムは、社会及び環境に関するNGO及び先住民の団体を含む主要関係機関の意見を尊重し具体化するものである。	1.2.1 システムの管理組織は複数の関係機関の代表者を含む。									
		1.2.2 バランスのとれた公正な複数の関係者の意見に配慮して合法性及びCoCの基準が作成されている。									
		1.2.3 システムは、主要関係者グループから基準・指標に関する一貫した反対表明がある場合はこれを解決するプロセスを有する。									
		1.2.4 システムは、明確かつ透明な苦情処理手続きを有する。									
2 合法性基準の定義はわかりやすく明確で、地域コミュニティの権利、伐採権の付与や労働についての合法性、環境法制等に関する規定等の主要な要素を含んでいる。	2.1 合法性基準は、伐採の法的権利を明確にしている。	2.1.1 森林管理主体に施業の権限が付与されている。									
		2.1.2 森林管理を目的として権限が付与されている。									
		2.1.3 当該森林の管理主体に伐採の権限が付与されている。									
	2.2 合法性基準は、計画策定の権限を明確にしている。	2.2.1 森林管理計画が策定され、承認されている。									
		2.2.2 年次伐採計画が策定、承認されており、生産予定量は伐採権として認められた範囲内である。									
		2.2.3 環境への影響、高度保全地域及び絶滅危惧種の評価がなされている。									
	2.3 合法性基準は、伐採権を維持する際に必要な料金や税金の支払いを要求している。	2.3.1 伐採に関するロイヤルティ、税金、料金が支払われている。									
	2.4 合法性基準は、地域コミュニティの権限を尊重している。	2.4.1 森林管理主体は、現地の土地所有権や使用権に関する紛争を十分に認識しうるようコンサルテーションを実施し、適時に紛争解決ができる実効性の高い透明な手続きを有する。									
		2.4.2 森林管理主体は、実施する作業について地元住民から事前の了解を得ている。									
		2.4.3 森林管理主体は、法令が求める地元住民や地域コミュニティに対する義務を果たしている。									
	2.5 基準は、人権や社会／環境法制への適合を含んでいる。	2.5.1 人権や労働に関する法制度及び労働安全衛生規則（に適合している。）									
		2.5.2 林業及び保全の分野における環境アセスメント上の義務や緩和対策を含む環境法制への適合要件（を満たしている。）									
		2.5.3 優れた景観、保全対象区域及び絶滅危惧種の保護に関する法的義務を果たしている。									
	2.6 合法性基準は、伐採に関する規則への適合を要求している。	2.6.1 木材生産量は生産予定量を上回っていない。									
		2.6.2 伐採は承認された区域内で実施されている。									
2.6.3 伐採及び森林管理行為は、管理計画及び法的な実施基準に即して実施されている。											
2.7 合法性基準は、認可されない行為を統制することを要求している。	2.7.1 認可されない行為とこれに関連するリスクが特定されている。										
	2.7.2 統制する行為が有効に機能している。										

		2.8	合法性基準は、木材貿易の合法性を要求している。	2.8.1	木材加工施設に適切にライセンスが付与されている。												
				2.8.2	伐採及び貿易はワシントン条約の要件に適合している。												
				2.8.3	輸出物品は、植物検疫検査を含む輸出に関する政府の全ての規定に適合している。												
3	信頼できるCoCが確保されている。	3.1	明確なCoC手続きを有する。	3.1.1	CoCの手順はISOのような国際的な基準と同等程度であり、クレーム管理を含む。												
				3.1.2	合法的と証明された木材とそうでない木材を区別する手順が具体的に示されている。												
				3.1.3	CoCによる木材供給において、入手先不明のものや合法的な伐採権のないものを除外している。												
4	システムは、より総合的な目的として社会面／環境面で責任ある森林管理の目標に資するもので、大企業による商業伐採を不当に優遇していない。	4.1	社会／環境面で責任ある森林管理に対し段階的にアプローチするよう設計されている。	4.1.1	システムは、将来的に参加者が完全に持続可能な森林経営に進むよう求めている。												
		4.2	システムは、社会／環境面で責任ある森林管理を認証する既存のスキームと競合しない。	4.2.1	システムは製品へのラベリングを許可しないが、POS、事業者間のコミュニケーション、チラシや広告が許可されている。												
		4.3	システムは小規模事業者やコミュニティ林業から生産される木材の認証を保証している。	4.3.1	システムは小規模事業者やコミュニティ林業から生産される木材の認証を排除していない。												
		4.4	システムは、会社やその経営者が関係するはなはだしく非合法的あるいは反道徳的な行為に対し、特別に留意し対処する手段を有する。	4.4.1	重大な犯罪行為、マネーロンダリング、汚職、価格操作又は森林管理会社やその経営者による反道徳的な行為が深刻な法的問題を引き起こしたとき、監査機構は合法性証明を取り消すことができる。												
5	監査手続きは信頼性が高い。	5.1	監査は独立的に行われる。	5.1.1	監事は、基準の策定やシステムを管理するプロセスから独立している。												
		5.2	監事は、適切に信任され、資格を与えられている。	5.2.1	監事は、例えばISOなどから、独立した適格性認定を受けている。												
				5.2.2	監査担当者は十分に適格性があり経験豊かである。												
		5.3	監査手順は明確であり、成果重視かつ重要度に応じて実施される。	5.3.1	監査は最低年1回行われ、無作為に選んだ伐採地における実地検査を、短い事前通知期間をもって実施する。												
				5.3.2	不適合事項が特定されたとき、それを記録し適切な矯正措置を講じる、効果と実効性の高いメカニズムがある。												
					<table border="1"> <tr> <td>原則1</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則2</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則3</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則4</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>原則5</td> <td>合格／不合格</td> </tr> <tr> <td>総合</td> <td>合格／不合格</td> </tr> </table>	原則1	合格／不合格	原則2	合格／不合格	原則3	合格／不合格	原則4	合格／不合格	原則5	合格／不合格	総合	合格／不合格
原則1	合格／不合格																
原則2	合格／不合格																
原則3	合格／不合格																
原則4	合格／不合格																
原則5	合格／不合格																
総合	合格／不合格																